

令和6年12月27日～令和7年1月31日に実施した「飯舘村こども計画」策定に係るパブリックコメントの意見及び対応方針について

連番	該当ページ	意見等	事務局の対応方針
1	P62	本計画については、年度ごとに点検・評価等を行い・・・との記載がありますが、「飯舘村子ども・子育て会議」への進捗状況報告時期等も含め、どのような方法・方針で点検・評価等を行い、施策の充実・見直しについて検討し、計画を円滑に推進していくのか、年度単位のスケジュールを教えてください。	子ども・子育て会議等を通して、年度ごとの点検、見直し等を実施してまいります。具体的な評価方法、時期等につきましては今後検討して参ります。
2	P65	「子ども・子育て支援法第72条1項の規定に基づき、飯舘村子ども・子育て会議（以下「子ども会議」という。）とあります。 同法では、「条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、合議制の機関を置くよう努めるものとする。」とあります。 飯舘村こども・子育て会議を条例で定めず、設置要綱で設置した理由を教えてください。	こども・子育て会議の設置について、条例化は努力義務とされており、現在のところ本村においては要綱設置し運営しております。条例化については今後検討して参ります。
3	P66	飯舘村子ども・子育て会議の会長・副会長を教えてください。また、任期については、各職の在任期間とありますが、保護者の方は、子供が卒園・卒業するまででよろしいでしょうか。	委員の互選により、会長はこども園園長、副会長は教育課教育係長が選出されております。保護者の委員につきましてはお子さんが卒園・卒業するまでを任期としております。こども計画の委員構成一覧に会長、副会長の表記を追加いたします。
4	P66	計画策定経過について、令和6年6月24日以降の会議内容を教えてください。	令和6年12月、令和7年2月に開催し、素案について協議しております。経過につきましては、本計画の資料として掲載いたします。
5	全体	保健師の全戸訪問について、集団での実施も。集まることで交流ができ相談しやすい雰囲気になるのでは。アンケートでは子育てについて相談できる人がいない～こども園や学校、保健課でも相談を受けているのに、そう感じるのは相談しきれていないことなのかと。	保健師の全戸訪問のほか、健診、子育ての相談会や交流会等を通して相談しやすい場をつくり、安心して子育てできるよう引き続き支援して参ります。
6	全体	子育て支援センターについて、村内居住の子どもが少ないが、小学〇年生からは保護者同伴でなくても、村には図書館、図書室がないのでその機能が果たせるような活用も。勉強や読書ができる場所として。また、きちんと子育て相談ができる場所として。	子育て支援センターを勉強や読書ができる場として活用可能かについて今後検討して参ります。

連番	該当ページ	意見等	事務局の対応方針
7	P57	児童育成支援拠点事業について、居場所の開設～学校以外の村内に。平日なら登校扱いになる？（震災前、南相馬にやすらぎ広場がありました。）	P57の児童育成支援拠点事業について、制度や居場所の仕組みづくり含め、他市町村の現状等も調査し、今後の施策に生かして参ります。
8	P57	親子関係形成支援事業、等 子育ての楽しさ、親の自分ファーストから子どもファーストへ。 ex)特定親子登録制～年間〇回 親子で一緒に体験・経験・挑戦・作業・協議 等々。	P57の親子関係形成支援事業について、提案いただいた子育ての楽しさや親子で体験できるイベント等を実施できるよう今後施策を進めて参ります。
9	全体	子育てについて地域に関わるのが少ない。居住地域住民も少ないが、飯舘でしか経験できない地域教育（居住の子どもが少ないので、学校も巻き込んだ）など。	P29の基本目標1にありますとおり、地域の子育て意識の向上と環境づくりを進めてまいります。提案いただいた飯舘村でしか体験できない地域教育が反映できるよう今後施策を進めて参ります。
10	全体	こども園との情報共有、連携はスピーディーな対応につながるので欠かせないと思います。	こども園や希望の里学園、教育委員会等各機関と連携し、適切な支援に努めて参ります。
11	P27	【基本理念】 村とむらの違いは何なのか。ほかにも村民とあり、諄い表現である。もっと簡潔でスッキリするものであってほしい。	P27の基本理念について、「村」は飯舘村、「むら」はまちづくり、むらづくりの意味合いで表記しております。簡潔な表現を目指し、一部修正いたしました。
12	P29	【基本理念】 基本目標2で内容を見ると施策だけであり、環境づくりでないことから「母子と若者の心身の健康を支えます」でいいのではないかと。	ご意見を踏まえ、P29の基本目標2を修正いたしました。
13	P34	【多目的ホールでの交流】 「交流の場の提供」ではないのか。具体的に多目的ホールなどの活用であり、現在自由な利用促進は図られていないのではないですか。	ご意見を踏まえ、P34の多目的ホールでの交流について修正いたしました。

連番	該当ページ	意見等	事務局の対応方針
14	P36	【要保護児童対策地域協議会の開催】 主目的は自殺対策ではない。「虐待、いじめなどを受けた子どもをはじめとする保護が必要な児童に対する情報を交換し、早期の支援を行うために関係機関と連携していきます。」ではないですか。	ご意見を踏まえ、P36の要保護児童対策地域協議会の開催について説明を修正いたしました。
15	P39 (パブリックコメント時はP40)	【成人式】 村民であれば対象とすべきを、村通学限定とするのは何故か。差別を図る必要はないのではないかと。	ご指摘のとおり、20歳の村民を対象としております。このほか、当時村の学校に通った村に住所がない方も対象にしていることを説明しておりました。成人式については、村民及び村の学校へ通学していた方が対象であることを追記いたしました。
16	P42 (パブリックコメント時はP43)	【障がい者の相談支援体制の強化】 主軸は村ではないのですか。基幹相談支援センターへ丸投げなのですか。内容が、基幹相談支援センターの内容となっています。「相馬地方基幹相談支援センターと連携しながら、総合的相談業務を実施し個別の事例対応のため情報収集、専門的知識の取得し相談支援体制の充実・強化を図ります。」ではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、村が主体の事業であることから、P43の説明を修正いたしました。
17	P42 (パブリックコメント時はP43)	【児童発達支援】 「他町村や事業所等と連携し」ではなく、「相談支援を行いながら就学している・・・」ではないでしょうか。そもそも支給決定権は村なのですから。場合によっては他市町村との協議も必要ですが、それ前提の計画を策定する必要はないと思います。一番重要なのは相談支援です。	ご意見を踏まえ、P43の説明を修正いたしました。
18	P42 (パブリックコメント時はP43)	【放課後等デイサービス】 上記児童発達支援と同じです。	ご意見を踏まえ、P43の説明を修正いたしました。
19	全体	現存の中での計画策定大変と思われます。各分野ごとの分担集合計画ですが、人任せにしない計画であってほしいと思います。 欲を言えば、年少人口を増やす施策があればと思います。 (移住定住との連携など)	本計画については、村民の皆さんにご意見をいただきながらわかりやすい計画、施策展開、制度の周知に今後も努めて参ります。